

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		認定特定非営利活動法人の有効期間の更新
根拠条例・規則等名		特定非営利活動促進法 さいたま市特定非営利活動促進法施行条例、施行細則
条 項		法第 5 1 条 条例第 9 条 細則第 18 条
所 管 部 課		市民局 市民生活部 市民協働推進課 (電話：048-813-6404)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	未設定(法令等の規定において言い尽くされているため) 【参考】特定非営利活動促進法 第51条 2 前項の有効期間の満了後引き続き認定特定非営利活動法人として特定非営利活動を行おうとする認定特定非営利活動法人は、その有効期間の更新を受けなければならない。 3 前項の有効期間の更新を受けようとする認定特定非営利活動法人は、第1項の有効期間の満了の日の6月前から3月前までの間（以下この項において「更新申請期間」という。）に、所轄庁に有効期間の更新の申請をしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により更新申請期間にその申請をすることができないときは、この限りでない。 5 第44条第2項（第1号に係る部分を除く。）及び第3項、第45条第1項（第3号ロ、第6号、第8号及び第9号に係る部分を除く。）及び第2項、第46条から第48条まで並びに第49条第1項、第2項及び第4項（第1号に係る部分を除く。）の規定は、第2項の有効期間の更新について準用する。ただし、第44条第2項第2号及び第3号に掲げる書類については、既に所轄庁に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、その添付を書略することができる。
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	6ヶ月
	設定等年月日	平成 28 年 4 月 1 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		